

国内募集型企画旅行条件書

北海道知事登録旅行業第2-450号

株式会社 ノース・スター・トラベル

お申込みいただく前にこの旅行条件説明書を必ずお読みください。
本旅行条件説明書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

▼1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は株式会社 ノース・スター・トラベル（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- (3) 旅行契約の内容、条件は、パンフレットまたはホームページ、本旅行条件説明書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

▼2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 旅行申込書に所定の事項を記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
- (3) 当社では電話、郵便およびファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点で旅行契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と申込金を提出していただきます。この期間内にお客様が申込金を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
- (4) お申込みをされたときは、取引条件説明書記載の旅行条件、および旅行手配のため必要な範囲内での運送・宿泊機関等への個人情報提供について同意をいただいたものとみなします。
- (5) 旅行契約は、上記(2)(3)の場合、当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立します。
- (6) お申込みの段階で、満席その他の事由により直ちに旅行契約が締結できない場合、当社らはお客様の承諾を得て、お待ちいただける期限を確認の上お客様の予約待ちを登録し、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合でも当社らは申込金を申し受けます。但し「当社らが予約がなかった旨を通知する前にお客様より解除のお申し出があった場合」または「お待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合」は当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- (7) お申込金（おひとり）

旅行代金	お申込金（おひとり）
3万円未満	6,000円以上旅行代金全額まで
3万円以上6万円未満	12,000円以上旅行代金全額まで
6万円以上10万円未満	20,000円以上旅行代金全額まで
10万円以上15万円未満	30,000円以上旅行代金全額まで
15万円以上	代金の20%以上旅行代金全額まで

▼3. 申込条件・参加条件

- (1) 特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (2) お申込み時点で未成年の方がご参加の場合、親権者の同意書が必要です。15才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、お体が不自由な方、高齢の方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方のお申込み時その旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、健康アンケートまたは医師の診断書を出していただくことがあります。またいずれの場合も、旅行内容、現地事情や運送・宿泊機関等の状況によりお申込みをお断りさせていただくか、同伴者の参加、内容の一部変更を条件とすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- (4) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により保護を要する状態であると認めるときは、当社は必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、別途条件でお受けすることがあります。また、お客様の場合により旅行の行程から離脱する場合は、その旨および復帰の有無・予定日時等について、必ず当社もしくは添乗員にご連絡ください。
- (6) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき、その他当社の業務上の都合があるときはお申込みをお断りすることがあります。

▼4. 契約書面と確定書面（最終日程表・クーポン類）の交付

- (1) 当社は、お客様に、旅行契約後遅やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件を記載した契約書面をお渡しいたします。但し、既にお申込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面は、

パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書等により構成されます。

- (2) 確定した旅行日程、主要な運送機関および宿泊機関の名称等が記載された確定書面（最終日程表またはクーポン類）は「旅行開始日の前日までに」お渡しします。但し、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の場合には、旅行開始日にお渡しする場合があります。

▼5. 旅行代金とお支払い方法

- (1) 旅行代金とは、契約書面に旅行代金として表示した代金と追加代金として表示した代金の合計金額から、同じく契約書面に表示した割引代金を差し引いた金額をいい、これが「申込金」「取消料」「違約料」および「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- (2) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

▼6. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等および消費税等諸税。
- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (3) その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものを。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

▼7. 旅行代金に含まれないもの

第6項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超えるもの）
- (2) クリーニング代、電話料、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用
- (3) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- (4) 一人部屋を使用される場合の追加代金
- (5) 希望者のみが参加するオプションツアーの代金

▼8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

▼9. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、これにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2) 第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が変動したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生した（以下「予約超過」といいます。）による変更の場合を除き、当社はその変動差額の範囲内で旅行代金を変更します。この「旅行実施に要する費用」には、当該契約内容の変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料、その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

▼10. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上当社らに提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。
- (2) 当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当該交替をお断りする場合があります。
- (3) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとす。以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。

▼11. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対しておひとりにつき第12項①

記載の取消料をいただきます。

- (2) 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を取受します。

▼12. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

- ① お客様は次に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

* 当社の特定コースについては、当該コースのパンフレット・旅行条件書記載の条件によります。

- ② お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第18項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り。
 - b. 第9項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社がお客様に対し、第4項の(2)に記載の最終旅行日程を同項に規定する日までににお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ③ 当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。

(2) 当社の解除権

- ① お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ② 次の項目に該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
 - f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ③ 当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

▼13. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- ① お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ② お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客

様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

③ 本項(1)②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合は、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当社の解除権

① 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられなくなり認められるとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

② 解除の効果および払い戻し

本項(2)①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、またはこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻したします。

③ 本項(2)①のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④ 当社が本項(2)①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

▼14. 旅行代金の払い戻しの時期

当社は、第9項および第12項または第13項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

▼15. 旅程管理および添乗員等の業務

- 添乗員同行と表示されたコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員は契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。
- 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- 添乗員が同行しない旅行にあっては必要なクーポン類をお渡しいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等におけるサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合において代替サービスの手配および必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。
- 添乗員等の業務は原則として8時から20時までとします。

▼16. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、当社企画旅行参加者として行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

▼17. 当社の責任

- 当社は、当社または当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます。）の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。但し、損害発生時の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、以下「特別補償規程」といいます。）により、以下の範囲内で補償金および見舞金を支払います。
死亡補償金1,500万円、入院見舞金（入院日数により）2～20万円、通院見舞金（通院日数により）1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。（但し、1個または1対についての補償限度は10万円。現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他特別補償規程第18条2項に定める品目については補償しません。また、置き忘れ・紛失は補償対象外です。）
- お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、企画旅行に含まれない特別補償規程第5条1号別表1に記載のもの、その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等特別補償規程第3条～第5条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金および見舞金を支払いません。
- 最終日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金を支払いません。

ます。

▼18. 旅程保証

(1) 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部または一部として支払います。また、次の①～③の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

① 次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

② 第12項または第13項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合。

③ パンフレット等の契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(2) 当社がひとつの旅行契約において支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって上限とし、その額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスを提供をもって補償を行うことができます。

*確定書面が交付された場合には、契約書面とあるのを確定書面と読み替えた上で、次表を適用します。契約書面、確定書面、実際に提供された旅行サービスの内容のそれぞれの間で変更が生じた場合は、各々の変更につき1件として取り扱います。

変更の内容	1件あたりの率(%)	
	旅行開始日の前日までに通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗り継ぎ便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

▼19. 特別補償

- 当社は、当社が実施する企画旅行に参加中のお客様が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体または荷物に被られた傷害・損害について、旅行業約款「特別補償規程」(以下「特別補償規程」といいます。)により、以下の範囲内で補償金および見舞金を支払います。
死亡補償金1,500万円、入院見舞金（入院日数により）2～20万円、通院見舞金（通院日数により）1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。（但し、1個または1対についての補償限度は10万円。現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他特別補償規程第18条2項に定める品目については補償しません。また、置き忘れ・紛失は補償対象外です。）
- お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、企画旅行に含まれない特別補償規程第5条1号別表1に記載のもの、その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等特別補償規程第3条～第5条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金および見舞金を支払いません。
- 最終日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金を支払いません。

▼20. お客様の責任

- お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利、義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければならないとします。
- 旅行開始後に、パンフレット等の契約書面に記載された内容と実際に提供されたサービスが異なることと認識したときは、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にその旨を申し出てください。

▼21. オプションルーツア

- 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として別途の旅行代金を収受して実施するオプションルーツアのうち、当社が企画・実施するものについては、主たる企画旅行契約の一部として取扱います。
- 当社以外の者が企画・実施するオプションルーツアに参加された場合、当社は第19項の特別補償規程は適用しませんが、それ以外の責任を負いません。

▼22. 通信契約

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、「会員の署名なくして旅行代金などのお支払いをうけること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行の申込みを受ける場合があります。但し、当社が提携会社と通信契約に関わる加盟店契約がない、または業務上の理由などによりお支払いできない場合もあります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- 本項でいう「カード利用日」とは、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、または払い戻し債務を履行すべき日であり、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出の日となります。但し、契約解除日が旅行代金お支払い後であった場合は、解除申し出日の翌日から起算して7日以内をカード利用日とし、旅行代金から取消料を差し引いた額を払い戻します。
- 申込みの際に、会員は、「申込みをしようとする旅行のコース名」「旅行開始日」「会員番号（クレジットカード番号）」「カード有効期限」などを当社らにお申し出いただきます。
- 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨を発した時に成立します。但し、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をEメール、ファクシミリ等で行う場合は、その通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- 与信等の理由により当該クレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第12項(1)①の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社らが別途指定する日までに現金により旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。

▼23. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中に病気、けがをした場合、多額の治療費がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が困難である場合があります。これらを担保とするため、お客様がご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めしております。

▼24. 個人情報の取扱い

- 当社および「販売店」欄記載の受託旅行業者は、お申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社および販売店では、当社らと提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見やご感想提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 当社は、旅行先におけるお客様のお買物等の便宜をはかるため、お客様より申込み時に提供を受けた個人情報を免税品店などの土産物店に提供することがあります。不都合のある場合は、出発前までに販売店へお申し出ください。

▼25. その他

- お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手付けはいたしません。
- 当社の旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスによりマイルを獲得できる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へお申し出ください。なお、利用航空会社や搭乗区間等の変更により、予定されていた同サービスが受けられなかった場合でも、当社はその理由の如何に関らず第17項(1)および第18項(1)の責任を負いません。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。
- この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。